

生物多様性推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 生物多様性にしのみや戦略に基づき、庁内の連絡・調整を図り、政策を推進するため、生物多様性推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は公園緑化部長を、副委員長は花と緑の課長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、委員会を代表し、総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行うものとする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 生物多様性にしのみや戦略の推進に関すること
- (2) その他委員長が必要と認めた事項

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議に出席できない委員は、委員長の同意を得て、自らが指名する職員を会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、土木局花と緑の課において行う。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

公園緑化部長

公園緑地課長

花と緑の課長

環境企画課担当課長（環境学習都市推進）

研修厚生課長

文化振興課長

生活環境課長

保育所事業課長

子育て事業部保育指導担当参事

環境衛生課長

農政課長

都市計画課長

都市デザイン課長

開発指導課長

住宅整備課長

道路建設課長

道路建設課担当課長（道路計画・調整）

水路治水課長

営繕課長

上下水道局施設管理課長

文化財課長

教育委員会学校管理課担当課長（施設整備）

教育委員会学校教育課長

教育委員会教育研修課長